

告 示

埼玉県告示第六十四号

新座市から新座都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕